

政令第三十号

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）附則第二条、第三条第三項、第四条第二項及び第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法附則第二条に規定する政令で定める日）

第一条 独立行政法人国立公文書館に係る国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（以下「法」という。）附則第二条に規定する政令で定める日は、平成十八年四月一日とする。

（法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する政令で定める額）

第二条 法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する政令で定める額は、同条第二項第八号及び第九号に掲げる者が、総務大臣の定めるところにより、その者の地方公務員、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等職員（他の法律の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する公庫等職員とみなされるものを含む。）又は同法第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員としての在職期間において同法第二条第一項に規定す

る職員（以下「職員」という。）として在職していたものとみなした場合に、その者が法の施行の日の前日において受けるべき俸給月額とする。

（法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する政令で定める額）

第三条 法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する政令で定める額は、前条に規定する俸給月額とする。

（特定の者に対する退職手当の額の計算に関する経過措置）

第四条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十六号）附則第二条第一項の規定による報酬月額を受けていたことがある者が退職した場合においては、その者が当該報酬月額を受けていた間、俸給月額として百二十二万六千円を受けていたものとみなして、その者に対する退職手当の額を計算するものとする。

（基礎在職期間に旧財務省造幣局の職員としての在職期間等が含まれる場合に関する経過措置）

第五条 退職した者の基礎在職期間に次に掲げる期間が含まれる場合においては、当該期間における職員としての在職を職員以外の者としての在職と、当該期間を国家公務員退職手当法第五条の二第二項第七号に

規定する政令で定める在職期間とそれぞれみなして、同法第六条の四及び国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第六条の二の規定を適用する。

一 独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）附則第八条による改正前の国营企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第一号二に掲げる事業（これに附帯する事業を含む。）を行う国の経営する企業に勤務する職員としての在職期間（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受けていた職員としての在職期間を除く。次号及び第三号において同じ。）

二 独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）附則第九条による改正前の国营企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第一号ハに掲げる事業（これに附帯する事業を含む。）を行う国の経営する企業に勤務する職員としての在職期間

三 日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）第四百一条による改正前の国营企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第一号イに掲げる事業（これに附帯する事業を含む。）を行う国の経営する企業に勤務する職員としての在職期間

四 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）附則第十条第一項の規定により解散した旧独立行政法人航空宇宙技術研究所の職員としての在職期間

五 独立行政法人産業技術総合研究所の職員としての在職期間（独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十三号）の施行の日の前日までの間に限る。）

六 平成八年四月一日から平成十六年十月二十七日までの間において適用されていた一般職給与法（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の教育職俸給表(二)又は教育職俸給表(三)の適用を受けていた期間

（研究交流促進法施行令の適用に関する経過措置）

第六条 法附則第十七条の規定による改正前の研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）第六条第一項の規定の適用に係る研究交流促進法施行令（昭和六十一年政令第三百四十五号）第四条第二項の総務大臣の承認は、法附則第十七条の規定による改正後の研究交流促進法第六条第一項の規定の適用に係る同令第四条第二項の総務大臣の承認とみなす。

附 則

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

理由

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正後の国家公務員退職手当法の規定が国営企業等の職員の退職による退職手当について適用される日その他の経過措置を定める必要があるからである。